

[illegible]

袖ヶ浦市川原井地先の県道南総昭和線と同市市道川原井林線との接点を起点とし

袖ヶ浦市川原井地先の県道南総昭和線と同市市道川原井林線との接点を起点とし

同所から同江市道川原井林線を南西へ進み同江市道高谷林線との接点に至り、同所から同江市道高谷林線を南西へ進み同江市道高谷一〇号線との接点に至り、同所から同江市道高谷一〇号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み同市道高谷一、三九三番地先の道路との接点に至り、同市高谷一、三九三番地先の道路を西へ進み同江市道高谷一号线との接点に至り、同所から同江市道三箇一号线を北西へ進み同市三箇一、五七一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同江市道三箇二号线との接点に至り、同所から同市道三箇三号线を北西へ進み同市市道三箇三号线との接点に至り、同所から同市市道三箇三号线を北東へ進み同市市道三箇一号线との接点に至り、同所から同市市道三箇一号线を北西へ進み同市野里八九九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市野里九〇六番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市野里九四〇番一の二地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市野里九五五番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み同市道三箇三号线との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み同市道三箇一号线との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み同市道三箇一号线との接点に至る線で囲まれた区域

葉鴨川線（旧道）を北東へ進み県道南総昭和線との交点に至り、同所から県道南総昭和線を南東へ進み起点に至る線にて

道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十四 小勝山団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市上高根地先の市原市市道六〇三六号線と同市市道六〇一九号線との交点を 起点とし、同所から同市市道六〇一九号線を南東へ進み同市南岩崎六〇番地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南東へ進み同市市道六三四一号線との交点に至り、同所から同市市道六三四一号線を南西へ進み同市市道六〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一九号線を南西へ進み同市市道六〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六六号線を北西へ進み同市市道六〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六七号線を南西へ進み同市市道六〇六七号線の終点と小勝山団地の外周との接点に至り、同所から小勝山団地の外周を北西へ進み同市上高根地先の土堰堰堤との接点に至り、同所から土堰堰堤を南西へ進み同市上高根一、三六一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道六〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇三六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十五 浜野ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市永吉九二七番ほか四三〇筆の浜野ゴルフクラブ区域内

八十六 千葉特定猟具使用禁止区域（銃器）

習志野市茜浜三丁目三八番一地先の護岸の南端を起点とし、同所から同護岸を北西へ進み船橋市と習志野市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み船橋市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み八千代市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み八千代市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み県道船橋印西線との交点に至り、同所から県道船橋印西線を南西へ進み八千代市市道島田台二八号線との接点に至り、同所から同市市道島田台二八号線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南東へ進み新川左岸との交点に至り、同所から新川左岸を北東へ進み同市市道逆水四号線との交点に至り、同所から同市市道逆水四号線を南東へ進み同市市道逆水三号線との接点に至り、同所から同市市道逆水三号線を南東へ進み同市市道逆水一号線との接点に至り、同所から同市市道逆水一号線を南へ進み同市市道米本六号線との接点に至り、同所から同市市道米本六号線を南東へ進み同市市道米本四四号線との接点に至り、同所から同市市道米本四四号線を北東へ進み県道千葉電ヶ崎線との接点に至り、同所から県道千葉電ヶ崎線を北東へ進み同市市道神野三九号線との接点に至り、同所から同市市道神野三九号線を南東へ進み県道八千代宗像線との接点に至り、同所から県道八千代宗像線を南西へ進み同市市道米本四五号線との接点に至り、同所から同市市道米本四五号線を南西へ進み同市市道米本四六号線との接点に至り、同所から同市市道米本四六号線を南東へ進み県道千葉電ヶ崎線との接点に至り、同所から県道千葉電ヶ崎線を南東へ進み同市市道米本下高野線との交点に至り、同所から同市市道米本下高野線とを南西へ進み同市市道米本上高野線との接点に至り、同所から同市市道米本上高野線を南東へ進み同市市道宮内・上高野一号線との接点に至り、同所から同市市道宮内・上高野一号線を南東へ進み同市市道上高野一号線との接点に至り、同所から同市市道上高野一号線を東へ進み同市市道上高野三〇号線との接点に至り、同所から同市市道上高野三〇号線を北東へ進み同市上高野八〇九番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み佐倉市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉市と四街道市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市若葉区御成台一丁目一番一地先の千葉市市道若松町金親町線との交点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を南東へ進み県道千葉川上八街線との接点に至り、同所から県道千葉川上八街線を南東へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み同市若葉区更科町二〇二二番一地先に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を北東へ進み国道二二六号との接点に至り、同所から国道二二六号を北西へ進み同市市道磯辺茂呂町線との交点に至り、同所から同市市道磯辺茂呂町線を南東へ進み同市市道仁戸名町平山町線との交点に至り、同所から同市市道仁戸名町平山町線を南西へ進み同市市道仁戸名町一〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道仁戸名町一〇〇号線を南西へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を南東へ進み千葉市と市原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み村田川河口に至り、同所から同所と東京湾岸特定猟具使用禁止区域境界点（北緯三五度二四分二七秒、東経一四〇度四分一〇秒）とを結んだ直線を北西へ進み東京湾岸特定猟具使用禁止区域境界点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

八十七 白鳳カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市磯部八番地ほか三二筆の白鳳カントリー倶楽部区域内

八十八 袖ヶ浦市昭和特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ヶ浦市奈良輪地先の県道袖ヶ浦中島木更津線と同市奈良輪二八七番地先の同市管理道路との接点を起点とし、同所から同所と同市市道奈良輪蔵波線の始点とを結んだ直線を南東へ進み同市市道奈良輪蔵波線との接点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を北東へ進み同市市道神納二五号線との接点に至り、同所から同市市道神納二五号線を南東へ進み同市市道神納橋線との接点に至り、同所から同市市道神納橋線を南西へ進み同市市道神納一八号線との接点に至り、同所から同市市道神納一八号線を南東へ進み同市市道代宿神納線との交点に至り、同所から同市市道代宿神納線を南西へ進み県道南総昭和線との交点に至り、同所から県道南総昭和線とを北西へ進み同市市道福王台線との交点に至り、同所から同市市道福王台線を北東へ進み同市市道袖ヶ浦駅前線との接点に至り、同所から同市市道袖ヶ浦駅前線を北西へ進み県道袖ヶ浦中島木更津線との交点に至り、同所から県道袖ヶ浦中島木更津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八十九 ムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市小草畑五七七番ほか二一六筆のムーンレイクゴルフクラブ鶴舞コースの区域内

九十 成田ニュータウン特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市寺台地先の国道四〇八号と国道一九五号との接点を起点とし、同所から国道一九五号を南東へ進み成田市市道七一九久米吉倉線との交点に至り、同所から同市市道七一九久米吉倉線を南東へ進み県道成田小見川鹿島港線との接点に至り、同所から県道成田小見川鹿島港線を北東へ進み同市市道七一九三吉倉地内線との接点に至り、同所から同市市道七一九三吉倉地内線を南西へ進み同市市道七五〇成田法ヶ塚線との接点に至り、同所から同市市道七五〇成田法ヶ塚線を北西へ進み同市市道七二五山ノ作東和田線との接点に至り、同所から同市市道七二五山ノ作東和田線を南西へ進み同市市道七一六一清水東和田線との接点に至り、同所から同市市道七一六一清水東和田線を北西へ進み国道五号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み根木名川左岸堤防との交点に至り、同所から根木名川左岸堤防を南へ進み成田市と富里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を西へ進み富里市市道〇一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇〇二号線を南東へ進み同市市道一〇一四二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一四二号線を南西へ進み同市市道一〇二二七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇二二七号線を南西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み同境界線との交点に至り、同所

み起点に至る線で囲まれた区域

九十四 太平洋クラブ市原コース特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市奥野字栗畠根一五一番ほか六七六筆の太平洋クラブ市原コース区域内

九十五 萬力特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市萬力地先の県道多古笹本線と旭市市道Ｈ―一〇五一号線との接点を起点とし、同所から同市市道Ｈ―一〇四一号線との接点に至り、同所から同市市道Ｈ―一〇四二号線を北東へ進み同市市道Ｈ―一〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道Ｈ―一〇三五号線を東へ進み同市市道二一〇三三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三三号線を南へ進み県道多古笹本線との接点に至り、同所から県道多古笹本線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九十六 多古工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡多古町水戸一番三二ほか五四筆の多古工業団地の区域内

九十八 野見金特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町蔵持地先の長生郡長南町道一―四号線と同町道二―五号線との接点を起点とし、同所から同町道二―五号線を南東へ進み同町道四三七八号線との接点に至り、同所から同町道四三七八号線を南東へ進み同町道四二九一―号線との接点に至り、同所から同町道四二九一―号線を南西へ進み同町道四二八四号線との接点に至り、同所から同町道四二八四号線を西へ進み同町道一―四号線との接点に至り、同所から同町道一―四号線を南西へ進み同町道四二七三号線との接点に至り、同所から同町道四二七三号線を西へ進み同町道四二六五号線との接点に至り、同所から同町道四二六五号線を南へ進み県道南総一宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を西へ進み市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み同町水沼二、三七〇番地先の大千葉カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み同町水沼二、〇五〇番地先の市原市と長生郡長南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町道一―四号線との接点に至り、同所から同町道一―四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

百 森宮特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡大多喜町森宮地先の国道四六五号と夷隅郡大多喜町道〇二二九号線との接点を起点とし、同所から同町道〇二二九号線を北へ進み同町道〇二七六号線との接点に至り、同所から同町道〇二七六号線を北へ進み同町道〇二〇一―号線との接点に至り、同所から同町道〇二〇一―号線を南東へ進みいすみ市市道〇二一〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一〇号線を南東へ進み国道四六五号との接点に至り、同所から国道四六五号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域